

高松地方裁判所委員会（第32回）議事概要

1 日 時

平成28年5月30日（月）午前10時～午後零時

2 場 所

高松高等裁判所大会議室

3 出席者

（委員）有岡光子，大山徹，川崎達夫，木下亨，木村斉，忽那ゆみ代，小弓場文彦，野崎勝美，野村賢，畠山稔（五十音順，敬称略）

（事務担当者）川村事務局長，徳重総務課長，藤田総務課課長補佐

（オブザーバー）佐野刑事首席書記官，藪内民事首席書記官，吉田高松簡裁庶務課長

4 議 事（■委員長，○委員，●説明者）

(1) 委員長の選任について

- 高松地方裁判所長の畠山委員が良いのではないか。
- 異議なし。

畠山委員が委員長に選任された。

(2) 「民事調停事件について」に関する説明

吉田高松簡裁庶務課長より，民事調停手続の概要，高松簡易裁判所における評議の充実及び調停の機能強化に対する取組の説明などを行った。

説明にあたっては，申立てから評議・調停期日の運営等に関する説明用DVDを視聴した。

(3) 意見交換

- これまでの説明等をふまえて，意見交換を行いたい。
- 現在高松では，民事調停委員は何名ほど任命されているのか，また，どのような方が任命されているのか聞きたい。
- 民事調停委員は高松でも数十名が任命されており，その中には弁護士，医師，公認会計士，一級建築士など，様々な事件類型に対応できるよう，弁護士会や医師会などそれぞれの団体の推薦を受けた，各分野において専門的知識を有する方も任命している。
- 今説明したいいわゆる専門家調停委員については，様々な複雑・専門化する紛争に対応していただいているところであるが，それ以外の一般市民の有識者の中からも任命しているところである。
- 先ほどのDVDでは，合意には至らなかったものの最終的には調停に代わる決定がされていたが，近年の調停成立，調停に代わる決定，及び同決定に対する異議の各事件数を知りたい。
- 調停成立により終局する事件は全体の約3割であり，全国的に見ても同水準である。また，調停に代わる決定による終局は全体の約15パーセントであるが，事件種別で見るとこのうち約60パーセントが特定調停事件における決定であり，特定調停事件以外の事件種別では終局事件全体の1割前後となる。そして，平成27年度の一般調停事件について言えば，同決定に対する異議はなされてない。

- 申立てから終局まで、どのくらいの期間を要するものなのか。
- 民事調停事件の審理期間は、事件種別や紛争の内容等によってまちまちではあるが、おおよそ2か月から3か月の間に、1期日ないし2期日を経て終局しているケースが多い。ただし、この中には、相手方不出頭による調停不成立なども含まれている。
- 民事調停事件における審理が具体的にDVDのような形で行われていることは初めて知った。私は過去に一度労働局で行う労働調停に出席したことがあったが、その際は全く相手方と同席することはなかった。先ほどのDVDでは最初の手続説明などの場面で相手方と同席して対面しているシーンがあったが、その後調停を進めていけば、やはり調停委員から自分の意に沿わないような説得などを受けることも考えられるので、そのような場合には同席しないという配慮もされているのだろうと思いつつ見たところである。ところで、期日においては、申立人と相手方双方から交互に幾度か事情聴取などをするとすると思うが、どの程度の時間を要するものなのか。
- いわゆる同席調停については、やはり当事者間の感情的な対立の程度などによっては同席させることに問題もあることなどから、現在高松では実施しておらず、例えば第1回期日の呼び出しについても申立人の30分後に相手方を呼び出した上で、それぞれ個別に手続説明等を行っている。そして、その後も基本的には対面することなく交互に事情等を聴いて調停を進めていき、最終的な合意内容の詰めなどの場面となれば同席することが多い。また、通常、期日指定は午前と午後とで分け、午前であれば10時から正午頃まで、午後であれば13時30分から16時頃まで実施することが多いことから、意見調整に時間を要するなどの事情がある事件については午後に指定するなどの機動的な運用をしている。一方当事者への事情聴取等に要する時間はおおよそ30分前後というところである。
- 先ほど見たDVDの事案では、総額120万円を毎月5万円ずつ支払うという内容での解決となったが、今後もしその約束を履行できなくなった場合はどうなるのか。
- 先ほど、合意が成立すればそれは確定判決と同一の効力があると説明した。これはどういうことかという、もちろん、調停が成立すれば通常は任意での履行が期待できるころではあるが、もし何らかの事情の変化などにより履行しない場合には、調停調書等を債務名義として強制執行手続をとることが法的に保障されているということであり、例えば先ほどのDVDの例では相手方が店舗を経営していたことから、当該店舗の売掛金債権などを差し押さえて回収を図ることも可能であろう。
- 私は、昔は裁判所は訴訟を扱うところだとだけ考えていた時期があったのだが、かつての私と同じように訴訟しか知らない人が相談に来たときには、調停など訴訟以外の他の手続についても説明しているのか。
- 裁判所としては、受付窓口などに相談に来る方に対して、訴訟や民事調停、支払督促などについての手続説明を行っている。もちろん裁判所は中立公正の立場であるから、こちらからいずれかの手続をとるよう勧めることはできず、最終的に本人が選択することではあるが、必要に応じて各手続における申立費用や相手方の出頭の可能性なども踏まえた形で説明している。
- 今の御指摘は非常に重要であると考えている。つまり、簡易裁判所では調停という話し合いにより紛争を解決する手続があるにもかかわらず、それがあまり一般の方には知られていない。裁判所としては、比較的簡単で費用が安く、秘密も守られ、合意ができれば非

常に強い効力が認められている、このような調停制度は良い制度であると自負しているが、近年全国的に事件数が減少しており、あまり利用されていないことは非常に残念なところである。

- 例えば一方当事者が頑なで不誠実な印象を受けるような場合に、合意ができず不成立となって今後訴訟となった場合には敗訴するかもしれない、といった教示をするようなことがどこまで許容されるのか、という疑問がある。私自身、いわゆるハラスメントに関する職場内部での調停などをしたことがあるが、その場における他の者の発言の中には、このままだとあなたは大変なことになりますよ、などというものもあった。
- やはり、調停というものはお互いが良く話し合い、お互いに譲り合って解決する制度であるから、その基礎にあるものは当事者の自由な意思決定である。したがって、その自由な意思決定の過程に強制という要素が入ってくることは問題である。しかし、一般的に人はみな、完全に自由な状況下で自ら常に決断していけるかと言えば必ずしもそうではなく、自分にとってのメリット・デメリットなどの教示を受けなければ決断できない場合もあるだろう。今の御発言にあった、このまま訴訟で判決となった場合にはどうなるか、ということは、もちろん一つの予測に過ぎないが、それでも当事者にとれば自分が決断するにあたっての材料の一つとして知りたいという場合があるのであり、強制とならないよう十分留意する必要はあるが、実際の調停の中でいわばそのような判断材料を示すことは意味があると考える。
- 最近では、裁判所など外部の紛争解決機関に持ち込むほど紛争が発展する前に、職場内や学校内などでいわばスマートに解決することが増えているが、それに伴い法律家などではない一般の方が半ば強引に話をまとめるようなことも出てきている気がする。例えばハラスメントに関する調停において、懲戒処分や依願退職にまで言及して合意を迫るようなことは相当ではなく、その辺りの許容範囲についての見解をお伺いしたものである。
- やはり、様々な紛争が起きている中で、どの場でどのようにして解決することが望ましいのか、ということであろう。組織内部だけで解決することが良いのか、あるいは無理して内部で抱え込むのではなく裁判所の手続を利用するほうが良いのか。裁判所においては、民事訴訟をはじめ民事調停、労働審判など多くの紛争解決メニューが用意されているが、先ほども述べたとおり、これらのメニューがどれだけ一般の方々に周知されており、皆さんに理解していただいているかについては問題意識を持っているところである。
- ここ何年間かで、例えば福祉協会では相談員やアドバイザーを内部に設けているほか、学校や民間会社においてはカウンセラーや相談窓口を置くなど、相談を受けてもらえる窓口が増加してきている状況である。やはり、一般の人からすると、裁判所に紛争を持ち込むことは最後の手段という意識があり、そこに持ち込む前に何か方法はあるのではないかという考えから、相談窓口をはじめ弁護士や司法書士の方への相談などを利用して解決しているのではないか。また、誰もがより忙しくなっている中で、DVDで見た100万円の貸借事例にしても、その結果によっては店が破たんするというような状況なら話は別であろうが、そうでなければある程度のところで妥協する、というような風潮もあるように思う。
- 今の御意見には、二つの重要な御指摘があったと思っている。一つは、様々な組織の内部で相談機関などを設けるなどの紛争解決の仕組みが整備されてきており、そこで相当程度の紛争が解決可能な形となってきていること、そしてもう一つはやはり裁判所を利用す

ることは最後の手段であり、そこに至る前に弁護士等の専門家を交えて解決しようとする動きが広がってきているのではないかと感じている。

- 組織内部における自発的な解決機関設置等に関する御指摘はそのとおりであり、それでも納得できない方が弁護士等の法律専門家に無料法律相談などで法律相談を受けているのだと思う。先ほど委員長が述べていたとおり、私としても民事調停制度は紛争解決手段としては良い制度であると考えているし、市役所や法テラスなどでの様々な法律相談を受け持つ機会には、調停に馴染む事案については民事調停を勧めている。ただし、弁護士等が代理人として就いているとしても最終的には当事者本人の方がその責任において手続するものだという説明をすると、仕事などを行っている中で半日、一日仕事を休んで調停期日に出頭することへの負担感を耳にするのが現状ではないかと感じる。
- 民事調停というものは以前から知っていたが、言語障害など何らかの障害を持つ方が代理人に委任することはできるのか。
- 簡裁の民事調停については、弁護士以外の方でも許可を受ければ許可代理人として手続に参加することは可能である。
- 何らかの障害により自己の意思表示などに支障がある方については、弁護士でなくとも許可代理の制度を利用していただくことで柔軟に対応することが可能である。また、先ほど調停期日出頭への負担感という御意見が出たが、確かにそのような事情はあるであろう。ただし、やはり調停制度は自ら出頭して自ら意見を述べ、自ら解決するということが手続の基本である。そして、自らの紛争を自らで解決する、半日なり一日の出頭という負担を伴ってでも自ら解決するということが調停制度の本来的な意義があるように感じているところであるので、このような観点からも、民事調停という制度を利用していただきたいと考えている。
- 両親が共働きで忙しい御家庭の子供をお預かりしている保育所において、長年保護者の方々との対応をしてきた中で、親の務めとして子どもと向き合うことの大切さなどをお話することがあるが、仕事が忙しいからなどと言って逆にこちらに対応を任せてくる保護者の方もおり、自分の時間は自分の思うように使いたい、自分がしたいことをしたい、というような風潮があるように感じる。先ほどの期日出頭に対する負担感の話で、自らの紛争を自らで解決するという話が出たが、いわば誰かがやってくれる、誰かが解決してくれる、という他人に依存しがちな傾向については現在の社会の風潮であるとも言え、それは学校教育の在り方などとも関係があると考えられる。
- 今回は民事調停をテーマとしたが、やはり自らの紛争を、民事調停という手続の場を利用して、裁判所にもいわば手伝ってもらいながら、自らが解決して自らの人生を乗り切ってほしいという思いであり、そういった趣旨からも、もう少しこの制度が皆さんに周知されて利用しやすくなるよう、裁判所としても引き続き努力していきたい。

5 次回予定

平成28年11月21日（月）午前10時から2時間程度

（場 所）高松高等裁判所大会議室（6階）

（テーマ）「裁判員裁判の現状について」